令和７年１０月２９日

制服販売業者　各位

埼玉県立岩槻高等学校長

令和８年度埼玉県立岩槻高等学校　制服販売業者の募集について

標記の件について、別添の募集要項のとおり募集しますので、希望があれば応募願います。

〒339-0043
埼玉県さいたま市岩槻区城南１－３－３８
埼玉県立岩槻高等学校　担当：事務部長　安東
電子メール　ando.tomoyuki@pref.saitama.lg.jp
ＴＥＬ　　０４８－７９８－７１７１
ＦＡＸ　　０４８－７９１－１５００

令和８年度埼玉県立岩槻高等学校（新校）
制服販売業者　募集要項

この度、埼玉県立岩槻高等学校と埼玉県立岩槻北稜高等学校を統合し、令和８年度に開校となる、埼玉県立岩槻高等学校（新校）の制服販売業者を、次のとおり募集する。

記

１　募集告知
埼玉県立岩槻高等学校ホームページにて、募集告知する。

２　募集条件
（１）令和８年度より岩槻高等学校（新校）の制服販売を希望する者であること。
（２）過去３年間（令和５年度以降）に、県内高等学校における同規模の制服販売実績があること。
（３）本校に通学する生徒の制服購入及びアフターフォローについて、万全な対応が可能となる実店舗を有し、その販売員を配置していること。
（４）制服の製造業者（東京菅公学生服株式会社）と連携し、迅速な販売対応が可能であること。

３　募集期間
令和７年１０月２９日（水）～令和７年１１月７日（金）１６：００

４　提出物
〇「埼玉県立岩槻高等学校（新校）制服販売　申込書」（別添様式１）
〇県内高等学校の制服販売実績にかかる資料
（協定校一覧、協定締結年度など、様式任意）
〇参考見積書（別添様式２）
〇販売方法・サービス等にかかる参考資料（提出任意、様式自由）

５　提出期限
令和７年１１月７日（金）１６：００（必着）

６　提出方法
持参、郵送、電子メール、ＦＡＸのいずれかによる

７　提出場所
埼玉県立岩槻高等学校　事務室（１階）

〒339-0043　さいたま市岩槻区城南１－３－３８
埼玉県立岩槻高等学校　事務室　　担当：事務部長　安東
電子メール　ando.tomoyuki@pref.saitama.lg.jp
電　話　　０４８－７９８－７１７１
ＦＡＸ　　０４８－７９１－１５００

８　選考
本校における業者選定委員会にて選考する。

９　選考基準
保護者の経費負担軽減、生徒・保護者の購入時の利便性の観点から、アクセス、サービス、販売実績などを総合的に評価・検討して、選考する。

１０　選考結果
令和７年１１月２８（金）までに決定し、連絡する。
制服販売協定の候補となった業者には、その後開催される制服販売業者説明会に出席していただくこととする。

１１　契約について
「制服の販売に関する協定」を締結し、協定期間は、令和８年度から３年間とする。
なお、協定内容に対して不履行があった場合等は、協定を解除することがある。

１２　製造協定について
本校は、令和８年度より令和１０年度まで（３年間)、東京菅公学生服株式会社との「制服の製造に関する協定」を締結する。

１３　制服の仕様に関する知的所有権について
本校制服の知的所有権については、本校に属するものとする。なお、令和８年度より３年間は、本校制服の仕様について非公開とする。

１４　その他
この要項に定めのない事項が生じた場合には、担当から応募業者に直接連絡する。

１５　質問
質問がある場合には、書面（様式任意）にで、担当まで連絡願います。

（様式１）

令和７年　　月　　日

埼玉県立岩槻高等学校（新校）制服販売　申込書

１　会社名

２　住　所

３　代表者氏名

４　担当責任者名

５　店舗所在地

６　販売員数

７　電話番号

８　電子メールアドレス

令和７年　　月　　日

参考見積書

埼玉県立岩槻高等学校長

会社名　　印

代表者

住　所

電話番号

	品目	価格		備考
男子制服		税抜き	税込み	
1	男子ブレザー			
2	スラックス			
3	夏用スラックス			
女子制服				
1	女子ブレザー			
2	スカート			
3	スラックス			
4	夏スカート			
5	夏スラックス			
その他				
1	半袖ポロシャツ（男女兼用）			
2	ネクタイ			
3	リボン			
4	セーター（男女兼用）			
5	ニットベスト（男女兼用）			

参考

制服の販売に関する協定書（案）

埼玉県立岩槻高等学校（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）は、埼玉県立岩槻高等学校の制服（以下「制服」という。）の販売に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　乙は、埼玉県立岩槻高等学校制服デザイン・仕様書（以下「デザイン・仕様書」という。）に基づいて製造した制服を、埼玉県立岩槻高等学校の生徒（入学許可候補者を含む。）又はその保護者（以下「生徒等」という。）に販売するものとする。

（協定期間）

第２条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和１１年３月３１日までとする。

（規格）

第３条　制服の規格は、デザイン・仕様書のとおりとし、乙は、これを無断で変更してはならない。ただし、本協定の有効期間中、デザイン・仕様書は、これを非公開とする。

（販売価格）

第４条　乙は、制服の販売価格を適正な価格に設定するものとする。（ただし、別表の販売上限価格を上回ってはならない。）

２　乙は、販売価格又は付帯サービスに関し甲の指定する他の販売業者と協定を締結するなど、販売業者間の自由な競争を妨げ、生徒等に不利益を被らせるような行為をしてはならない。

３　乙は、販売価格及び付帯サービスを毎年２月１５日までに甲に書面をもって通知するものとする。

（販売業者の紹介）

第５条　甲は、制服を購入する生徒等の利便性を図るため、甲が入学許可候補者に配布する入学のしおり等の資料の中で、指定制服販売業者として乙を紹介し、販売価格等を周知するものとする。

（採寸）

第６条　乙は、デザイン・仕様書に従って、採寸を行うものとする。

（変形関与の禁止）

第７条　乙は、制服の変形に関与してはならない。乙の販売した制服であると否とにかかわらず、販売後のものについても同様とする。なお、疑義があるときは、甲の確認を求めるものとする。

２　乙は、甲から制服の変形がある旨の指摘を受けた場合において、乙が制服の変形に関与していたときは、当該制服の変形を無償で修復しなければならない。

（苦情の処理）

第８条　乙は、販売した制服に関し購入した生徒等から苦情の申し出がなされた場合は、

的確に対応し、万全の措置を講じなければならない。この場合において、乙のみの判断で処理できないときは、直ちに甲と協議し、甲の指示に基づいて処理するものとする。

（知的所有権）

第９条　制服のデザイン及び仕様の知的所有権は、甲に属する。

２　乙は、制服に関する写真等を掲載し、又は制服に関する展示を行う場合は、甲が承認又は指定したものを使用するものとする。

（権利の譲渡禁止）

第１０条　乙は、本協定により生じる権利及び義務を、第三者に譲渡して継承させ又は担保に供することはできない。

（制服変更の通知）

第１１条　甲は、制服の規格を変更する場合は、原則として変更実施年度の４月の１２か月前までに、その旨を乙に書面をもって通知しなければならない。

（協定の解除）

第１２条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本協定を解除することができる。本協定の解除により乙に損害が生じても、甲は、賠償の責めを負わない。

（１）協定の締結及び履行に関し不正の行為があったとき。

（２）協定を誠実に履行しないとき、又は履行の完了の見込みがないと認めたとき。

（３）協定の条項に違反したとき。

（４）協定解除の申し出があったとき。

（その他）

第１３条　本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を所持するものとする。

令和７年　　月　　日

甲　住　所　埼玉県さいたま市岩槻区城南１－３－３８
代表者　埼玉県立岩槻高等学校
校長　深井　秀仁

乙　住　所
代表者

※製造業者

東京菅公学生服株式会社　　東京都中央区東日本橋２－２－５